

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量は、

- (a) 事業者規模(常用雇用者数)が21人未満の事業者
- (b) 対象化学物質の年間取扱量が1t未満⁽¹⁾である事業者

のいずれかに該当する事業者からの排出量である(図1)。

特定第一種指定化学物質の場合は年間取扱量について「1t未満」「0.5t未満」と読み替える(以下同様)

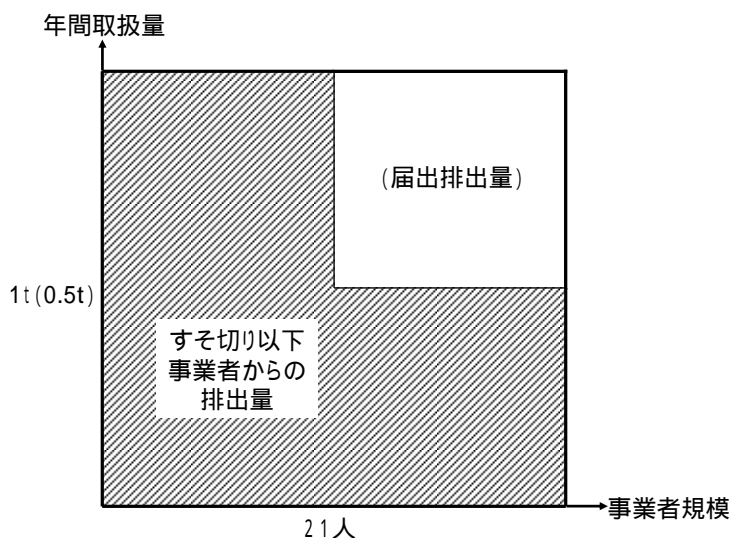


図1 すそ切り以下事業者からの排出の概念図

このようなすそ切り以下事業者からの排出は、数多くの用途等(排出源)に関係していると考えられるが、すそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、表1に示す2種類の推計方法を採用することとする。

表1 すそ切り以下事業者に係る排出量の推計方法

	推計方法	推計対象
1	排出源別排出量推計方法	「塗料」など全国出荷量等が把握できるもの
2	平均取扱量等に基づく排出量推計方法	平均的な取扱量等が把握できるもの 上記1を除く

すそ切り以下事業者からの排出量の推計で採用した2種類の推計について、それぞれの推計方法の概要は以下のとおり。

排出源別排出量推計方法

1. 推計対象とする排出源

対象業種を営む事業者が使用する薬剤等の大半が「届出事業者」と「すそ切り以下事業者」の両方に関係していると考えられる。平成 17 年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、平成 16 年度排出量の推計と同様に、「塗料」を始めとする 11 種類の排出源を推計対象とする(表 2)。

これらの排出源においては、薬剤の使用段階(塗料の場合なら塗装段階)等において使用量の一定割合が環境中へ排出されるが、そのうち「事業者規模 21 人未満」又は「年間取扱量 1t 未満」に該当するものがすそ切り以下事業者からの排出量となる。

表 2 排出源別排出量推計方法で対象とする排出源

No.	排出源	概要
1	塗料	工業製品の塗装で使われる塗料に含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
2	接着剤	工業製品の接着に使われる接着剤に含まれる溶剤
3	印刷インキ	工業製品の印刷に使われる印刷インキに含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
4	工業用洗浄剤等	洗浄槽で使われる工業用洗浄剤や、ドライクリーニングで使われるクリーニング溶剤、洗浄剤を中心とする界面活性剤
5	燃料(蒸発ガス)	ガソリンスタンドにおける燃料(ガソリン、灯油等)の蒸発ガスの漏れによる受入ロスと給油ロス
6	ゴム溶剤等	ゴム製品の製造段階でゴムの貼り合わせに使われる溶剤等
7	化学品原料等	化学工業における製造品原料や反応溶剤等として使用するもの、及び製造品そのもの
8	剥離剤(リムーバー)	塗り替え等のために塗膜等の樹脂を溶解して剥離(はくり)するために使われる薬剤
9	滅菌・殺菌・消毒剤	対象物から微生物を除去するために使われる薬剤
10	表面処理剤	金属等の表面を酸洗浄するために使われる薬剤
11	試薬	成分分析等に使われる薬剤

2. 推計を行う対象化学物質

表 2 に示す排出源に関係し、環境中へ排出される可能性のある対象化学物質として、平成 16 年度排出量の推計と同様に、表 3 に示す 17 種類の対象化学物質について推計を行う。

表 3 排出源別排出量推計方法で推計を行う対象化学物質

物質 番号	対象化学物質	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗淨剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤(ムキバー)	滅菌・殺菌・消毒剤	表面処理剤	試薬
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)											
40	エチルベンゼン											
42	エチレンオキシド											
63	キシレン											
145	塩化メチレン											
166	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド											
177	スチレン											
200	テトラクロロエチレン											
211	トリクロロエチレン											
224	1,3,5-トリメチルベンゼン											
227	トルエン											
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド											
283	ふっ化水素及びその水溶性塩											
299	ベンゼン											
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)											
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル											
309	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル											

3. 推計方法

排出源別に推計されるすそ切り以下事業者からの排出量は、表 4 に示す二つのパラメータを使用して以下の式で推計される。

$$\begin{aligned} & \text{すそ切り以下排出量 (kg/年)} \\ & = \text{総排出量 (kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合 (\%)} \end{aligned}$$

表 4 すそ切り以下事業者からの排出量を推計するためのパラメータ

パラメータ	概要
総排出量	「塗料」等の排出源ごとの全国における排出量 (t/年) のうち、対象業種に係るもの
すそ切り以下の割合	対象業種に係る総排出量のうち、法律に基づく届出対象外の排出量の割合 「事業者規模 21 人未満」又は「年間取扱量 1t 未満」のどちらかに該当する割合

(1) 総排出量の推計

排出源ごとの排出量推計は、それぞれに係る業界団体等からの提供データを活用することが基本となる。利用可能なデータの種類の種類は排出源ごとに異なるが、それぞれに係る主なデータ種類を表 5 に示す。

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その1)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
1 塗料	社団法人 日本塗料工業会	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料の製造に使用された対象化学物質別の全国使用量 (t/年) ・塗料品種別・業種別の全国販売量 (t/年) ・塗料品種別・業種別の平均希釈率 (%) ・塗料品種別・業種別の標準組成 (%)
2 接着剤	日本接着剤工業会	<ul style="list-style-type: none"> ・接着剤の製造に使用された溶剤種類別の全国使用量 (t/年) ・接着剤種類別・用途別の平均溶剤含有率 (%)
3 印刷インキ	印刷インキ工業会	・印刷インキ及び希釈溶剤による溶剤種類別の全国使用量 (t/年)
	日本印刷産業連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷種類別の全国 VOC 使用量 (t/年) ・印刷種類別の VOC 処理装置設置率 (%)
4 工業用洗浄剤等	日本産業洗浄協議会	・塩素系溶剤の種類別・需要分野別の全国販売量 (t/年)
	クロロカーボン衛生協会	・塩素系炭化水素類の全国販売量と用途別の推計消費量 (t/年)
	日本界面活性剤工業会	・界面活性剤種類別・需要分野別の全国販売量 (t/年)
5 燃料 (蒸発ガス)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料種類別の全国販売量 (kl/年) ・ガソリンスタンドにおける燃料種類別・対象化学物質別の排出係数 (kg/kl)
	石油連盟	・ガソリンスタンドの蒸気回収装置の設置率
6 ゴム溶剤等	日本ゴム工業会	・ゴム製品の製造段階でのゴム製品種類別・対象化学物質別の総排出量 (t/年)
7 化学品原料等	社団法人 日本化学工業協会	・化学物質の製造段階での対象化学物質別の総排出量 (t/年)

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その2)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
8 剥離剤(リムーバー)	クロロカーボン衛生協会	・剥離剤としての全国出荷量(t/年)
9 滅菌・殺菌・消毒剤	(株)ガスレビュー	・殺菌ガスの全国出荷量(t/年)
10 表面処理剤	日本無機薬品協会	・表面処理剤としての全国出荷量(t/年)
11 試薬	クロロカーボン衛生協会	・試薬としての国内需要量(t/年)

以上のようなデータを使い、排出源ごとの総排出量は、主として以下のような計算式によって推計される。

$$\begin{aligned} & \text{総排出量 (kg/年)} \\ & = \text{製品としての全国出荷量等 (t/年)} \times \text{対象化学物質の平均含有率 (\%)} \times \text{平均排出率 (\%)} \\ & \text{全国出荷量等は対象業種に係る数量のみ} \end{aligned}$$

(2) すそ切り以下の割合の推計

すそ切り以下の割合 (= 届出対象外の割合) は、表 6 に示す”p”と”q”という二つのパラメータに分けて設定する。

表 6 すそ切り以下の割合の推計に使用するパラメータ

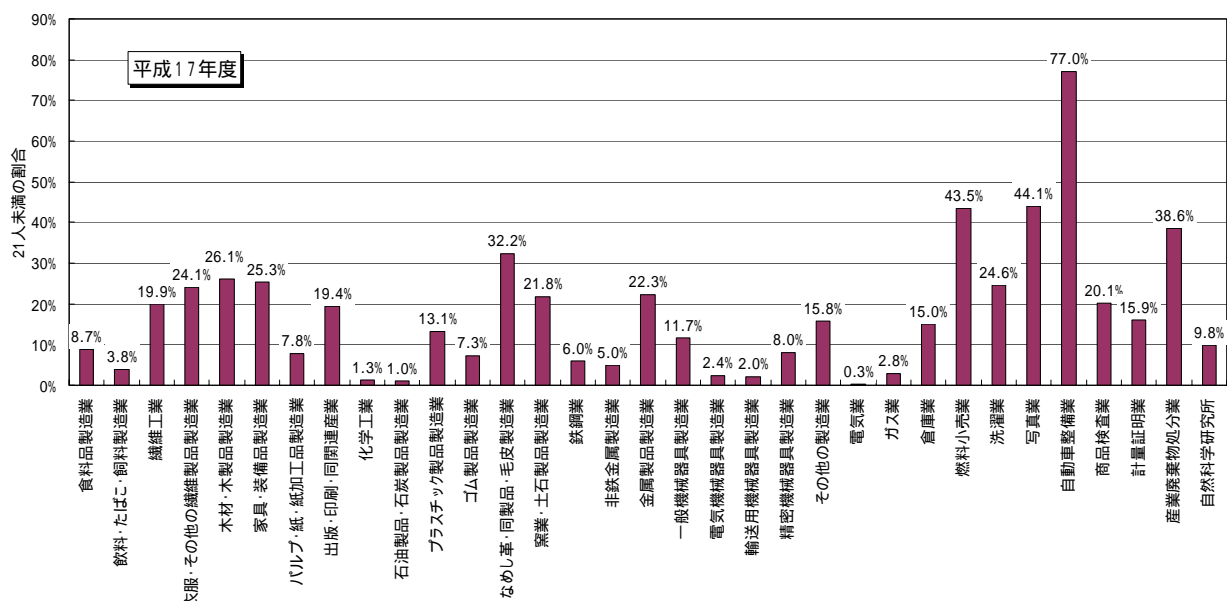
パラメータ	意味	設定方法
p 21人未満の割合	事業者の常用雇用者数が21人に満たないため届出対象にならない排出量の割合	事業所・企業統計(総務省)等の統計データなどに基づき、業種別に設定(排出源や対象化学物質による差は考慮しない)
q 1t未満の割合	年間取扱量が1tに満たないため届出対象にならない排出量の割合	事業者からの年間取扱量等の報告データに基づき、業種グループ別・対象化学物質別に設定(排出源による差は考慮しない)

以上によって設定された業種別の”p”の値を図 2 に示す。製造業では 10%前後の割合となっており、21人未満の割合は総じて高くないが、非製造業では21人未満の割合が30%前後と高い傾向が見られる。また、設定された業種グループ別・対象化学物質別の”q”の値を表 7 に示す。用途の違い等を反映して、”q”の値には大きな差が見られる。

前記の総排出量を”A”とすると、全国におけるすそ切り以下事業者に係る排出量は、以下の”E1”と”E2”の合計として推計される。

$$E1 = A \times p \times (1 - q)$$

$$E2 = A \times q$$



注：今回の推計対象から除外した業種（下水道業等）は省略した。

図 2 業種別の 21 人未満の割合の推計結果

表 7 業種グループ別・対象化学物質ごとの 1t 未満の割合の推計結果 (平成 17 年度)

物質番号	対象化学物質名	1t 未満の割合			
		化学工業	金属・機械系製造業	他の製造業	非製造業
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る)	0.1%	11.6%	29.3%	37.9%
40	エチルベンゼン	0.2%	1.1%	4.2%	15.6%
42	エチレンオキシド	0.9%	0.2%	0.1%	27.5%
63	キシレン	0.1%	0.6%	2.2%	13.1%
145	塩化メチレン	0.4%	0.6%	0.8%	3.8%
177	スチレン	0.0%	1.4%	0.1%	13.6%
200	テトラクロロエチレン	0.2%	1.0%	0.2%	7.5%
211	トリクロロエチレン	0.0%	0.4%	3.6%	76.5%
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.4%	3.6%	12.5%	85.8%
227	トルエン	0.0%	0.8%	0.3%	24.1%
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	0.9%	1.1%	1.0%	21.8%
299	ベンゼン	0.2%	21.6%	46.1%	22.7%
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る)	0.6%	13.7%	9.0%	55.7%
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル	5.8%	100.0%	26.2%	100.0%
309	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	1.9%	42.7%	21.6%	99.1%

注：物質番号 166 番と 251 番は用途や需要分野の類似した 307 番の値と同じと仮定した(本表では省略)。

以上の推計方法のまとめとして、すそ切り以下事業者からの排出量の推計フローを図 3 に示す。

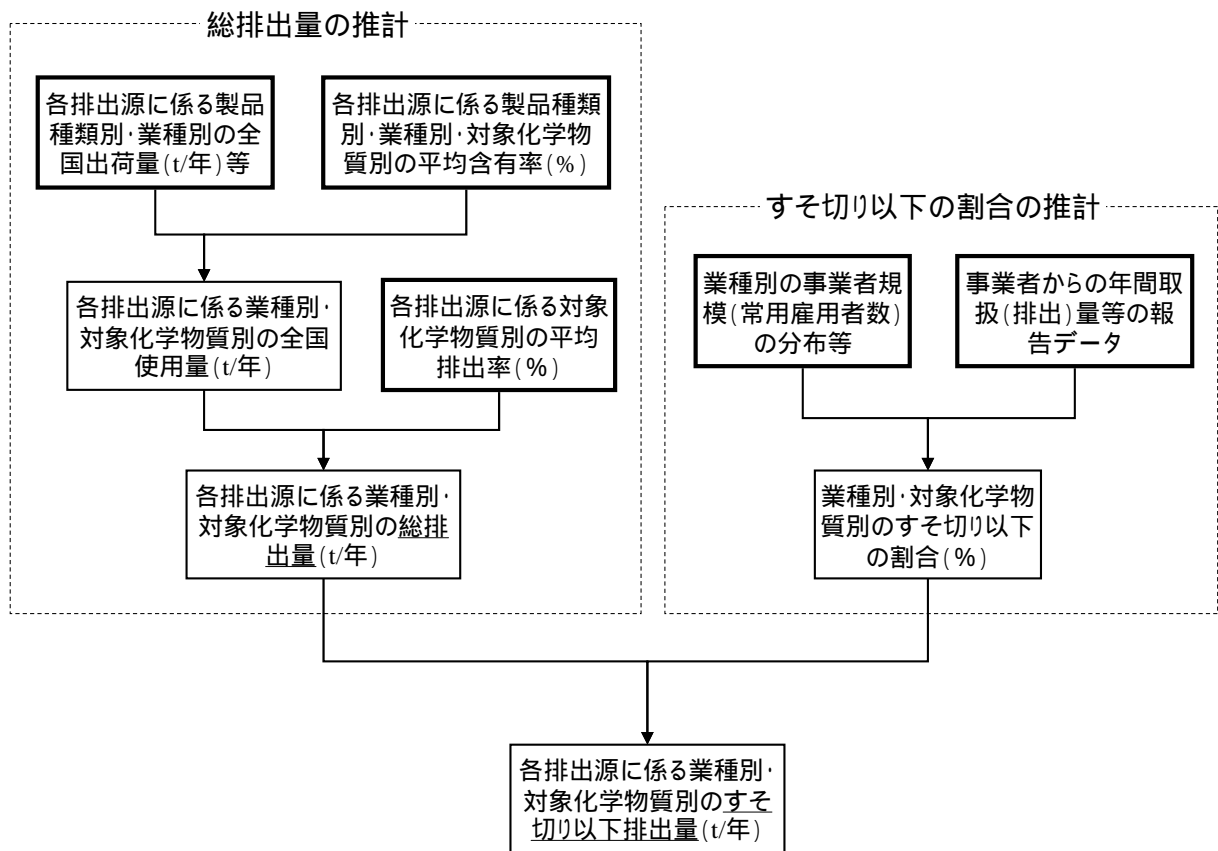


図 3 すそ切り以下事業者からの排出量の推計フロー
(排出源別排出量推計方法)

4. 推計結果

排出源別に推計した全国の「すそ切り以下事業者」に係る排出量を表 8 に示す。今回対象としたのは 11 種類の排出源からの 17 種類の対象化学物質であり、すそ切り以下事業者からの排出量は約 37,000t と推計された。排出源別では塗料が約 23,000t と最大で、対象化学物質別ではトルエンが約 16,000t と最大となった。

表 8 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 17 年度)
(排出源別排出量推計方法)

物質 番号	対象化学 物質名	年間排出量 (t/年)											
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤(リムーバー)	滅菌・殺菌・消毒剤	表面処理剤	試薬	合計
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る)				118			0					119
40	エチルベンゼン	4,286		39		32		4					4,362
42	エチレンオキシド							1		42			43
63	キシレン	10,033	304	64		125	40	18					10,584
145	塩化メチレン				1,740		29	29	207			9	2,015
166	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド				4			0					4
177	スチレン							6					6
200	テトラクロロエチレン				1,392		23	1					1,415
211	トリクロロエチレン				1,006		14	1				28	1,048
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	801				12		4					817
227	トルエン	7,823	3,070	2,937		978	712	68					15,588
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド				10			0					11
283	ふっ化水素及びその水溶性塩							1			31		33
299	ベンゼン					175		6					181
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る)				229			0					229
308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル				3			0					3
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル				88			0					88
合計		22,944	3,374	3,040	4,590	1,322	817	141	207	42	31	37	36,546

平均取扱量等に基づく排出量推計方法

1. 推計対象とする排出源

排出源別に推計したもの以外にも、工業製品の製造や貯蔵、研究開発等において数多くの対象化学物質の取扱いが考えられる。厳密な排出源(用途等)ごとの定量的な把握が困難であっても、事業者から取扱や排出の報告があったものについては、同様にすそ切り以下事業者からの排出量としての推計対象となる。

具体的には、各種添加剤や洗浄用溶剤、メッキ薬剤、不凍液、電池・電子材料などが考えられるが、「排出源別排出量推計方法」の場合と同様に、そのうち「事業者規模21人未満」又は「年間取扱量1t未満」に該当するものがすそ切り以下事業者からの排出量となる。

2. 推計を行う対象化学物質

事業者から取扱量や排出量の報告があった対象化学物質のうち、データ数が一定件数以上ある71物質を「平均取扱量等に基づく排出量推計方法」としての推計対象とする。推計を行う対象化学物質の例を表9に示す。

表9 平均取扱量等に基づく推計を行う対象化学物質の例

物質番号	対象化学物質名	主な用途
16	2-アミノエタノール	合成洗剤
25	アンチモン及びその化合物	難燃剤
43	エチレングリコール	不凍液
95	クロロホルム	消毒剤
101	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	溶剤(塗料・印刷インキ用)
204	チウラム	ゴムの加硫促進剤
230	鉛及びその化合物	電池材料、はんだ
253	ヒドラジン	清缶剤(ボイラー用)
254	ヒドロキノン	写真現像薬
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤(塩化ビニル用)

3. 推計方法

すそ切り以下事業者からの排出量は、業種別・対象化学物質別に平均取扱量(kg/年)等のパラメータの値を設定し、以下のとおり推計される。

$$\begin{aligned} & \text{すそ切り以下排出量 (kg/年)} \\ & = \text{すそ切り以下事業所数} \times \text{平均取扱量 (kg/年)} \times \text{平均排出率 (\%)} \end{aligned}$$

このうち、「すそ切り以下事業所数」は直接的な把握が困難であり、別のパラメータを使って以下のとおり推計される。

すそ切り以下事業所数

$$= \text{全国の事業所数} \times \text{推計対象比率} (\%) \times \text{化学物質取扱比率} (\%) - \text{届出事業所数}$$

これらのパラメータの意味は表 10 に示すとおり。これらのパラメータの設定値と、それらを使った推計例を表 11～表 13 に示す。

表 10 平均取扱量等に基づく推計で採用するパラメータの意味

パラメータ	意味
(a) 全国の事業所数	全国に存在する業種ごとのすべての事業所数
(b) 推計対象比率	「工場」等に該当する(=対象化学物質の排出の可能性のある)事業所の形態の割合
(c) 化学物質取扱比率	「工場」等に該当する事業所のうち、対象化学物質について何らかの取扱がある事業所の割合
(d) 届出事業所数	化管法に基づく対象化学物質別の届出事業所数
(e) すそ切り以下事業所数	対象化学物質について何らかの取扱がある事業所のうち、届出要件に合致しないため届出対象外の事業所の数
(f) 平均取扱量(kg/年)	すそ切り以下の事業所あたりの年間取扱量の平均値
(g) 平均排出率(%)	すそ切り以下の事業所における対象化学物質の取扱量に対する環境中への排出率の加重平均値

表 11 全国の推計対象事業所数の推計例

業種コード	業種名	全国の事業所数 (a)	推計対象比率 (b)	全国の推計対象事業所数 (M)=(a) × (b)
1600	木材・木製品製造業	22,065	81.6%	18,001
1900	出版・印刷・同関連産業	57,383	49.2%	28,232
2800	金属製品製造業	81,548	87.3%	71,153

注:本表における(a)等の記号は表 10 における(a)等の記号に対応(以下の表も同様)

表 12 すそ切り以下事業所数の推計例(金属製品製造業の例)

物質番号	対象化学物質名	全国の推計対象事業所数 (M)	化学物質取扱比率 (c)	化学物質取扱事業所数 (N)=(M) × (c)	届出事業所数 (d)	すそ切り以下事業所数 (e)=(N)-(d)
16	2-アミノエタノール	71,153	1.6%	1,144	7	1,137
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	71,153	1.4%	1,001	22	979
230	鉛及びその化合物	71,153	7.1%	5,077	173	4,904

注:「全国の推計対象事業所数」は業種ごとに一律の値であり、表 11 の値の再掲

表 13 すそ切り以下事業者からの排出量の推計例(金属製品製造業の例)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下事業者数 (e)	平均取扱量 (kg/年) (f)	平均排出率 (g) (g)	平均排出量 (kg/年) (H)=(f) × (g)	すそ切り以下排出量 (kg/年) =(e) × (H)
16	2-アミノエタノール	1,137	48.8	8.6%	4.2	4,785
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	979	193.3	49.8%	96.3	94,319
230	鉛及びその化合物	4,904	236.4	1.0%	2.5	12,082

注:「すそ切り以下事業者数」は表 12 の値の再掲

以上の推計方法のまとめとして、すそ切り以下事業者からの排出量の推計フローを図 4 に示す。

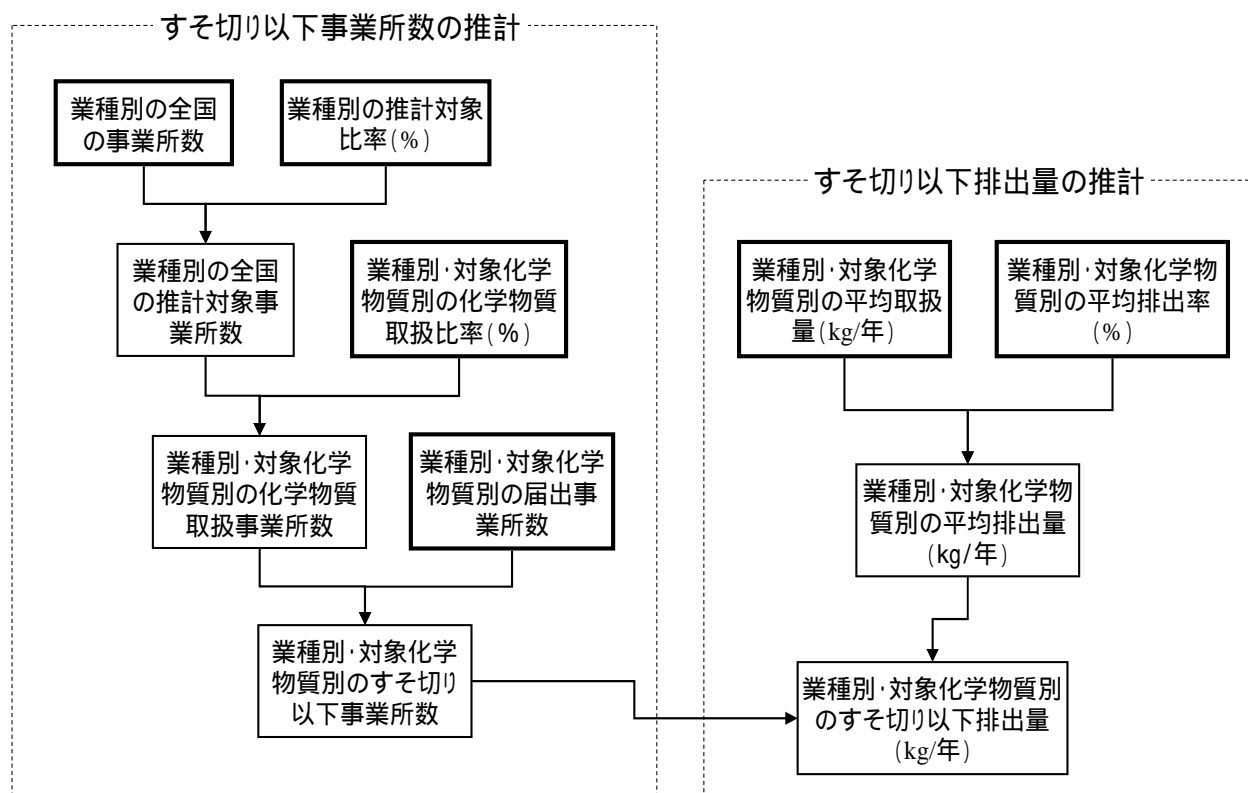


図 4 すそ切り以下事業者からの排出量の推計フロー
(平均取扱量等に基づく排出量推計方法)

4. 推計結果

平均取扱量等に基づき推計した全国の「すそ切り以下事業者」に係る排出量を表 14 に示す。今回対象とした 71 種類の対象化学物質の合計で、すそ切り以下事業者からの排出量は約 7,200t と推計された。業種別ではプラスチック製品製造業が約 3,700t と最大で、対象化学物質別ではフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)が約 1,900t と最大となった。

表 14 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 17 年度)
(平均取扱量等に基づく排出量推計方法)

物質番号	対象化学物質名	年間排出量(t/年)									合計
		プラスチック製品製造業	金属製品製造業	輸送用機械器具製造業	繊維工業	電気機械器具製造業	窯業・土石製品製造業	一般機械器具製造業	出版・印刷・同関連産業	その他の業種	
272	フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル)	1,846	1	10		0.6		1		24	1,883
172	N, N - ジメチルホルムアミド	1,373			168	69				16	1,626
304	ほう素及びその化合物		34	6	14	23	271	26	7	181	562
311	マンガン		383	65		5	27	32	1	4	518
43	エチレングリコール			407	4	2	0.4	5	0.5	42	461
310	ホルムアルデヒド		110	30	71	20	39	17		34	322
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	25	94	42		38		18		14	231
134	1, 3 - ジクロロ - 2 - プロパノール				203						203
16	2 - アミノエタノール		5	12		85		32		53	186
232	ニッケル化合物	5	49	41		7	5	8		8	122
230	鉛及びその化合物	19	12	2		19	7	12		45	115
1	亜鉛の水溶性化合物		31	49	3	3		10		9	104
135	1, 2 - ジクロロプロパン								91		91
101	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		21	3		56		6			86
100	コバルト及びその化合物		36	1	2	3	16			17	76
68	クロム及び3価クロム化合物	5	32	4	3	0.9	12	13		3	74
69	6価クロム化合物	1	30	4	15	1		10		11	72
231	ニッケル		34	2		4		14		0.9	54
30	ビスフェノールA型エポキシ樹脂		1	34		4	2	3		3	47
253	ヒドラジン	7	2	3		11				23	45
95	クロロホルム									42	42
270	フタル酸ジ - n - ブチル		1	0.9		0.8	3	4	3	27	39
25	アンチモン及びその化合物	19				3	3			14	39
93	クロロベンゼン								31	1	32
207	銅水溶性塩		26			0.4				0.7	27
	その他の対象化学物質	9	31	9		46	8	2	27	62	193
	合計	3,308	932	726	483	402	392	211	160	635	7,250

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果

「排出源別排出量推計方法」と「平均取扱量等に基づく排出量推計方法」による対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果を表 15 に示す。

表 15 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 17 年度; 全国)(その 1)

対象化学物質		届出外排出量 (kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	104,275				104,275
2	アクリルアミド	326				326
3	アクリル酸	48				48
11	アセトアルデヒド	7				7
12	アセトニトリル	24,946				24,946
15	アニリン	3				3
16	2 - アミノエタノール	185,628				185,628
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	118,632				118,632
25	アンチモン及びその化合物	38,708				38,708
30	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	46,945				46,945
32	2 - イミダゾリジンチオン	91				91
40	エチルベンゼン	4,362,042				4,362,042
42	エチレンオキシド	43,196				43,196
43	エチレングリコール	460,990				460,990
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	231,026				231,026
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	13,422				13,422
46	エチレンジアミン	253				253
47	エチレンジアミン四酢酸	40				40
54	エピクロロヒドリン	203				203
56	1,2 - エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	6				6
58	1 - オクタノール	15				15
60	カドミウム及びその化合物	82				82
63	キシレン	10,583,579				10,583,579
64	銀及びその水溶性化合物	12,320				12,320
66	グルタルアルデヒド	202				202
67	クレゾール	99				99
68	クロム及び3価クロム化合物	73,506				73,506
69	6価クロム化合物	72,106				72,106
80	クロロ酢酸	1				1
93	クロロベンゼン	32,146				32,146

表 15 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 17 年度; 全国)(その2)

物質 番号	対象化学物質 物質名	届出外排出量 (kg/年)				合計
		対象業種	非対象 業種	家庭	移動体	
95	クロロホルム	42,305				42,305
99	五酸化バナジウム	231				231
100	コバルト及びその化合物	75,531				75,531
101	酢酸2 - エトキシエチル(別名エチレングリ コールモノエチルエーテルアセテート)	86,339				86,339
102	酢酸ビニル	1,185				1,185
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を 除く。)	25,534				25,534
113	1,4 - ジオキサン	2,537				2,537
115	N - シクロヘキシル - 2 - ベンゾチアゾ ールスルフェンアミド	1,645				1,645
116	1,2 - ジクロロエタン	8,445				8,445
134	1,3 - ジクロロ - 2 - プロパノール	202,529				202,529
135	1,2 - ジクロロプロパン	91,055				91,055
139	0 - ジクロロベンゼン	21				21
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	2,015,428				2,015,428
166	N,N - ジメチルドデシルアミン = N - オキ シド	3,692				3,692
172	N,N - ジメチルホルムアミド	1,626,306				1,626,306
175	水銀及びその化合物	33				33
176	有機スズ化合物	2,705				2,705
177	スチレン	6,334				6,334
178	セレン及びその化合物	982				982
181	チオ尿素	2				2
200	テトラクロロエチレン	1,415,272				1,415,272
202	テトラヒドロメチル無水フタル酸	14,227				14,227
204	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウ ラム又はチラム)	2,243				2,243
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	26,823				26,823
211	トリクロロエチレン	1,048,303				1,048,303
224	1,3,5 - トリメチルベンゼン	816,866				816,866
227	トルエン	15,587,962				15,587,962
230	鉛及びその化合物	115,403				115,403
231	ニッケル	53,592				53,592
232	ニッケル化合物	122,411				122,411
240	ニトロベンゼン	1				1
241	二硫化炭素	612				612
242	ノニルフェノール	27				27
243	バリウム及びその水溶性化合物	1,335				1,335
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム = クロリド	10,505				10,505

表 15 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 17 年度; 全国)(その3)

対象化学物質		届出外排出量 (kg/年)				
物質 番号	物質名	対象業種	非対象 業種	家庭	移動体	合計
252	砒素及びその無機化合物	288				288
253	ヒドラジン	45,244				45,244
254	ヒドロキノン	26,651				26,651
259	ピリジン	353				353
266	フェノール	26,679				26,679
270	フタル酸ジ - n - ブチル	39,281				39,281
272	フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル)	1,882,655				1,882,655
273	フタル酸n - ブチル = ベンジル	5,065				5,065
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	32,714				32,714
297	ベンジル = クロリド(別名塩化ベンジル)	17				17
298	ベンズアルデヒド	23				23
299	ベンゼン	181,341				181,341
304	ほう素及びその化合物	562,261				562,261
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までの もの及びその混合物に限る。)	229,287				229,287
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニル エーテル	2,804				2,804
309	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエ ーテル	87,680				87,680
310	ホルムアルデヒド	321,598				321,598
311	マンガン及びその化合物	517,859				517,859
312	無水フタル酸	85				85
313	無水マレイン酸	210				210
314	メタクリル酸	295				295
320	メタクリル酸メチル	2,622				2,622
346	モリブデン及びその化合物	17,191				17,191
合 計		43,795,469				43,795,469